

加西衛生センター長期包括運営委託業務

公募型プロポーザル実施要領

加西市環境部環境課

(令和8年4月)

## 1 趣旨

加西衛生センターは、昭和62年から運転しており、平成28年4月より公共下水道への放流を開始した。それに伴い、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理の維持及び維持管理費の削減を図るため、施設運営を民間の運営管理能力を活用し、より効果的な維持管理、適正処理並びサービスの向上を目的とし、プロポーザル公募により業者選定した上で、平成28年度4月より長期包括運営委託（10年間）を行った。

この経緯を踏まえ、この度の加西衛生センター長期包括運営委託業務の実施に当たっても、価格のみでなく事業者（配置する技術者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる「契約候補者」及び契約候補者の次に契約の相手方となる候補者（以下、「次点者」といい、契約候補者及び次点者を「契約候補者等」という。）を選定するものとする。

## 2 業務の概要

- (1) 業務名 : 加西衛生センター長期包括運営委託業務
- (2) 業務の目的 : 別紙仕様書のとおり
- (3) 業務内容 : 別紙仕様書のとおり
- (4) 履行期間

: 令和8（2026）年7月1日から令和9（2027）年3月31日までとする。

委託期間の終了の日までに、加西市から何らの意思表示がないときは、その翌日において更に1年間同一の条件でこの契約を更新するものとし、その後、令和18（2036）年6月30日まで同一の条件でこの契約を更新できるものとする。ただし、次年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。

## 3 見積金額（消費税及び地方消費税相当額を含む）

令和8年度 令和8年7月から令和9年3月まで（9か月分）

なお、令和9年度以降令和17年度までの委託料については、令和8年度の契約金額（月額）の12か月分をもって年間契約金額とする。

ただし、最終年度の令和18年度は、令和18年4月～6月までの3か月分とする。

## 4 契約候補者等決定までの流れ

- (1) プロポーザルへの参加を予定する者（以下、「参加予定者」という。）は、指定期日までに申し込みを行い、市から参加資格を有すると認められた者（以下、「参加者」という。）の通知を受けた場合にプロポーザルに参加できるものとする。
- (2) 参加者は、指定期日までに市に企画提案書を提出した後に、契約候補者等の選定のための審査を受けるものとする。ただし、参加者が多数となった場合は、企画提案書の提出後、第1次審査の上、第2次審査（ヒアリング審査）を受ける者を限定することができる。

- (3) 市は、審査の結果、得点が最上位となった者を「契約候補者」、第2位となった者を「次点者」として選定し、まず契約候補者と期間を定めて企画提案の内容をもとに契約締結に向けて契約条件等について協議を行うものとする。
- (4) 上記(3)の期間中に市と契約候補者との協議が整わない場合は、市は次点者と協議を行うものとする。
- (5) 本プロポーザルに係る日程については、「13 日程及び提出書類等」のとおりとする。

## 5 参加者の資格要件

参加者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。※契約を締結する能力を有しない者及び破産者でないこと。（別記様式4）
- (2) プロポーザル募集開始日から契約締結日までの期間において、加西市指名停止基準（平成6年加西市訓令第23号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。（別記様式4）
- (3) 参加申請書の提出期限までに加西市財務規則（昭和42年加西市規則第40号）第105条第2項に規定する入札参加者名簿に登録されていること。（別記様式3）  
なお、本業務の内容に、運転管理業務、水処理機械の更新・修繕及び電気工事が含まれるため、物品製造等（役務の提供）及び建設工事（機械器具設置、電気）の登録がなされていること。
- (4) 加西市暴力団排除条例（平成24年加西市条例第1号）に規定する暴力団等でないこと。（別記様式5）
- (5) 過去5年間に於いて、本案件と同種及び同程度と認められる履行実績があること（別記様式1 ※実績を証明する契約書等の写し）
- (6) 兵庫県内、又は近畿地区に本社、本店、支社、支店、営業所、事業所のいずれかを有し、緊急時における対応が速やかにできる体制が整っていること。
- (7) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。（税務署発行）
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154条）に基づく更生手続開始の申し立て、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てを行っている者でないこと。（財務諸表（損益計算書及び貸借対照表））
- (9) 別記の資格を有する者を、当該業務の担当者として配置できること。（別記様式2）
- (10) 事業所の所在地（登記事項証明書）
- (11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、当施設の設置・維持管理上関係する法律並びに公害関連諸法の知識を有すること。
- (12) その他 環境部長が必要と認める事項。公平な競争の妨げになる行為、事実等がないこと。

## 6 説明会

説明会は実施しない。

## 7 質疑、回答

質疑、回答については、次のとおり行うこととする。

(1) 質問がある場合は、「質問書及び回答書」(様式5)に質問事項を記載の上、以下のとおり提出すること。

- ① 提出期限 : 令和8年4月30日(木)
- ② 提出場所 : 加西市役所環境部環境課(付属棟2階)
- ③ 提出方法 : 持参、書類書留、電子メールのいずれかによること。
  - ・ 持参の場合は、平日の8時30分から17時までとする。(ただし、12時から13時までを除く)
  - ・ 書類書留の場合は、提出期限必着とする。
  - ・ 電子メールの場合は、環境課宛に送信し、必ず電話にて到着確認を行うこと。また、メールの件名は「加西衛生センター長期包括運営委託業務に係る質問書について(会社名)」と明記すること。

(2) 質疑に対する回答は、令和8年5月8日(金)までに、市ホームページに掲載する。※参加資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質疑については、市は回答しないことができる。

## 8 参加予定者の資格審査、参加申込

(1) 参加申込

プロポーザルへの参加者は、「プロポーザル参加申込書」(様式1)に必要な事項を記入のうえ、以下のとおり提出すること。

- ① 提出期限 令和8年5月15日(金)
- ② 提出場所 加西市役所環境部環境課(付属棟2階)
- ③ 提出書類

プロポーザル参加申込書	様式1	正1部
会社概要	任意様式	6部
納税証明書(消費税・地方消費税)	税務署様式	正1部
登記事項証明書及び印鑑証明書	法務局様式	正1部
財務諸表(貸借対照表・損益計算書) ※直近3年分	任意様式	正1部
誓約書(法施行令167条の4)	別記様式4	正1部
誓約書(加西市指名停止基準)	別記様式4	正1部
誓約書(入札参加者名簿)	別記様式3	正1部
誓約書(暴力団排除条例)	別記様式5	正1部
業務履行実績	別記様式1	正1部

し尿処理施設技術管理者他の資格 ※仕様書第 12 節に記す資格	別記様式 2	正 1 部
------------------------------------	--------	-------

#### ④ 提出方法

持参または書留郵便

- ・持参の場合は、平日の8時30分から17時までとする。(ただし、12時から13時までを除く)
- ・書留郵便の場合は、提出期限必着とする。

#### (2) 参加を辞退する場合

参加申込者がプロポーザル参加を途中辞退する場合には、「プロポーザル参加辞退書」(様式4)に必要な事項を記入し、速やかに加西市役所環境部環境課に提出するものとする。(押印不要)

### 9 企画提案書等について

#### (1) 企画提案書等の作成

参加者は、仕様書に基づき、考えうる最適な方策を企画提案書等により提案するものとする。企画提案は1者につき1件とする。なお、企画提案書等に記載された内容については、提出された見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

#### ア 企画提案書

企画提案書は作成項目及び仕様書や別紙「評価基準表」を参照のうえ、別紙「評価基準表」の項目順に作成すること。

書式は任意とするが、用紙はA4とし、頁数は表紙・目次を除いて20ページ以内とする。

#### 【企画提案書の作成項目】

① 業務の実施体制	業務従事者については、業務経験年数・過去の業務実績・資格を特記すること
② 提案内容	別紙「評価基準表」の項目ごとに提案すること 再委託(外部委託)を予定している業務を明示すること 業務従事者の教育研修計画を項目(技術・安全・待遇・労務)ごとに提案すること

#### イ 見積書

下記事項に留意の上、見積書を提出すること。

- ・見積書の宛名は「加西市長」、業務名は「加西衛生センター長期包括運営委託業務」とし、正本には社名及び代表者名を記入すること(押印不要)。
- ・履行期間内に本業務内容を実施するための費用を作成すること。また、見積記載金額については、消費税等込みの金額を記入すること。
- ・見積書については、人件費、諸経費等の積算の内訳が判別できるように、できるだけ詳細に記載すること。

- ・電気代、水道代、下水道使用料金は以下（令和7年4月～12月実績）のとおりとする。

項目	金額（円）
電気料金	4,346,557 円
水道使用料金	3,655,930 円
下水道使用料金	10,043,060 円

(2) 提出部数

- ・正本 1部、副本 5部

(3) 提出の期限、方法及び場所

- ① 提出期限 令和8年5月15日（金）※提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。
- ② 提出場所 加西市役所環境部環境課（付属棟2階）
- ③ 提出方法  
持参または書留郵便 ※電子メール不可  
  - ・持参の場合は、平日の8時30分から17時までとする。（ただし、12時から13時までを除く）
  - ・書留郵便の場合は、提出期限必着とする。

(4) 企画提案書に対する質問

企画提案書等の内容について、市が参加者に問い合わせを行った場合は、問い合わせを受けた参加者は速やかに回答するものとする。

10 審査基準及び審査方法

- (1) 審査基準については、別紙「評価基準表」のとおりとする。
- (2) 契約候補者等の選定は、加西衛生センター長期包括運営委託業務プロポーザル選定委員会を設置し行うものとする。選定委員会は、「審査評価基準」に基づき第1次審査及び第2次審査を実施し、契約候補者及び次点者を決定する。なお、総合評価点が高い場合は、事前に設定した項目の点数が高い者を上位者とする。
- (3) 第1次審査（書類審査）については、プロポーザル参加者が多数となった場合、企画提案書の内容、実施体制等を書類審査し、第2次審査に進む者を選定する。
- (4) 第2次審査（書類・ヒアリング審査）  
選定委員会において、プレゼンテーションを実施する。
  - ① 1申請者あたりの説明時間は20分以内、質疑応答は10分以内とする。
  - ② プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること。
  - ③ 参加者の出席者は3名以内とする。
  - ④ 市は、プレゼンテーション内容を録画又は録音することができる。

11 契約締結に向けての協議

(1) 仕様等の確定について

所管課は、契約締結に向けて、契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の見直しを行ったうえで本契約の仕様に反映させることとするが、募集要領に示した基本となる事項については変更できない。次点者においても同様とする。

(2) 契約金額について

契約金額は原則として、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

(3) 契約書について

契約書は、市が用意したものを使用する。

1.2 業務の変更など

(1) 本市の都合により本業務の内容の一部を変更する場合は、両者協議の上で変更することとし、委託料及び業務期間についても別途協議して決定するものとする。本業務期間における契約基準価格及び数量の変動、社会情勢の変動が生じた場合の委託料の変更は仕様書第13節の条件を基本とした「精算規定書」により行う。

(2) 委託料の変更協議時期等

前項の表に示す協議時期は毎年度実施するものとし、委託料変更の協議時期は毎年6月頃に実施するものとする。変動の基準は仕様書第13節に示すとおりであるが、具体的な精算方法は本市と協議して決定する。

1.3 日程及び提出書類等

時 期		内 容
令和8年	4月13日(月)	プロポーザルの公告、実施要領の公表
	4月30日(木)	質問書の提出期限
	5月 8日(金)	質問の最終回答
	5月15日(金)	参加申請書及び企画提案書等の提出期限
	5月中旬	第1次審査(書類審査)
	5月下旬	第1次審査結果の通知及び第2次審査の案内
	5月下旬	第2次審査・選定委員会の開催
	6月上旬	審査結果の通知、契約候補者との協議
	7月1日(水)	契約締結、業務履行の開始

1.4 情報公開

選定の過程や評価結果については、加西市ホームページで公開する。

## 15 その他

- (1) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
  - ① 募集要領に定める事項に違反が判明した場合
  - ② 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
  - ③ 募集要領に定める方法以外で市職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
  - ④ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合
- (2) 企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (3) 採用された企画提案書は、「加西市情報公開条例（平成9年加西市条例第1号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) 契約候補者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については本市の許可なく開示できないこととする。
- (5) 提出された企画提案書等は返却せず市の所有物として組織内で複写・配付を行う場合がある。
- (6) 本要項に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜、市が判断するものとする。

## 16 問い合わせ先

加西市役所環境部環境課 担当：西浦

電話：0790-42-8719

FAX：0790-42-6269

E-mail：kankyo@city.kasai.lg.jp